

大阪府 大阪市医療助成費等償還事務センターを設置し、

払い戻しの申請を郵送で受け付けます。

大阪府で実施している老人医療費助成制度、重度障がい者医療費助成制度、ひとり親家庭医療費助成制度及び子ども医療費助成制度について、現在お住まいの区の保健福祉センターの窓口で受け付けている払い戻しの申請や申請に関するお問い合わせを、

平成30年5月から

「大阪府医療助成費等償還事務センター」にて郵送で受け付けます。

◆払い戻しの申請方法

裏面に記載している【申請に必要なもの】を、大阪府医療助成費等償還事務センター（下記送付先）へ直接郵送してください。

また、不明な点などのお問い合わせは、下記電話番号までご連絡ください。

※償還事務センター及び各区役所の保健福祉センターでの窓口受付はございません。

※下記電話番号は、平成30年5月以降から使用いただくことができます。

払い戻しを受けることができる場合や、申請に必要なものなどの申請手続きにつきましては、裏面の「大阪府医療助成費の払い戻し申請について」をご覧ください。

また、払い戻しの申請に必要な「大阪府医療助成費支給申請書」の様式は、本市ホームページに掲載していますのでご利用ください。

大阪府 償還事務センター

検索

◆申請書類の送付・お問い合わせ先（平日9：00～17：30）

〒530-0035

大阪府北区内心1-5-27

北区北総合福祉センター 3階

大阪府医療助成費等償還事務センター

※平成30年5月以降、

左部分を切り取り、申請時の

あて先としてご利用いただけます。

（5月より前に送付されないよう、ご注意ください。）

裏面もご覧ください。

大阪市医療助成費の払い戻し申請について

【申請に必要なもの】

① 大阪市医療助成費支給申請書

同一の診療月別・申請理由別に『大阪市医療助成費支給申請書』を分けて申請してください。

② 病院・薬局などの領収書原本（写し・再発行不可）

受診者氏名、領収金額、診療月、発行日、保険対象点数、医療機関等の名称の記載が必要です。

（レシート形式等、上記の記載がない領収書の場合には、発行した医療機関窓口で記載してもらってください。）

③ 預金通帳の写しなど、振込先が確認できるもの

※下記に記載のある申請理由の方については、上記にある①・③の他に以下のものが必要になります。

申請理由	申請理由に必要なもの
医療費の全額（10割）を負担したとき	・健康保険等から発行される支給（決定）通知書
医師の同意を得て、はり師、きゅう師、マッサージ師、柔道整復師の施術を受けて、費用の全額又は一部を支払ったとき	・健康保険等から発行される支給（決定）通知書 ・医師の同意書の写し（病名、症状、発病年月日記載） ※同意書については、柔道整復施術の場合不要。
治療上必要と認められた補装具、小児弱視の治療用眼鏡等の費用を支払ったとき	・健康保険等から発行される支給（決定）通知書 ・医師の意見書兼装着証明書の写し
入院にかかる費用を支払ったとき	・医療機関から発行される明細書

【申請方法】

上記【申請に必要なもの】を「大阪市医療助成費等償還事務センター」へ郵送してください。

※不着など、郵送による事故は責任を負えません。あらかじめご了承ください。

【支給時期】

受付日から約2か月後にご指定の口座にお振り込みします。また、お振り込み前には、申請者の方あて『支給決定通知書』をお送りし、支給決定額と振込日をお知らせします。

※預金通帳の写しなど、振込先が確認できるものが添付されていない場合や不備がある場合は、審査に時間がかかり、お振り込みまでに2か月以上お時間をいただくことがございますので、ご了承ください。

【注意事項】

- ① 助成の対象となるのは、保険診療が適用された医療費等の自己負担です。保険診療が適用されない健康診断料・予防接種・容器代・文書料・入院室料差額等は助成の対象となりません。また、加入している健康保険での給付が受けられる場合は、健康保険の手続きを先に行ってください。
- ② ご提出いただいた申請書・領収書は原則お返しできませんのでご了承ください。確定申告などのために控えが必要な方は、あらかじめコピーをお取りください。
- ③ 加入されている健康保険等から療養費や高額療養費・附加給付金が出る場合は、健康保険の支給決定を確認してからのお振り込みになります。

【制度ごとの1か月の負担上限額】

制度	1か月の負担上限額（～H30.03）	1か月の負担上限額（H30.04～）
ひとり親家庭医療費助成制度	2,500円	2,500円
こども医療費助成制度		
重度障がい者医療費助成制度		
老人医療費助成制度 ※経過措置対象者の方のみ		3,000円